

平成29年

冬

木曾三川 歴史・文化の調査研究資料

KISS

2017
Vol.
105

八百津町

木曾川の歴史とともに
治水・利水を担う丸山ダム

地域の歴史

錦織網場の機能と形態

地域の治水・利水

治水安全度の向上を目指す新丸山ダム建設

歴史記録

中部地域の河川遺産 第三編
下流改修に見る鼻毛猿尾の伸延と諸問題

研究資料

お国は海拔ゼロメートル地帯

高須松平家の国入り

一宮市尾西歴史民俗資料館 宮川充史

8

5

3

1

錦織綱場の機能と形態

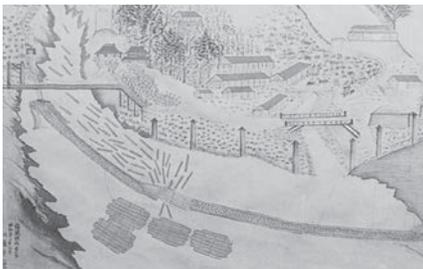


木曽川（錦織綱場跡）

木材の河川流送では、流失材の削減が重要で、綱場はそのための木材貯留施設でした。錦織綱場は、全国一の規模を誇った綱場で、その起源は鎌倉時代まで遡るといわれ、江戸時代には尾張藩の木曾山経営の拠点として繁栄しました。

明治に入ってから、木曽川の木材流送は盛んで、錦織綱場は引き続き重要な役割を担ってきましたが、やがて木材輸送は鉄道に切り替えられていき、綱場は大正十五（一九二六）年に廃止となりました。

網場の大きな役割は、流失材の削減でした。木材の河川流送は、大量輸送が容易で、固定資本が少なく低コストで運用できましたが、増水時に大量の木材が流失する難点がありました。流失が生じた場合、下流河岸に漂着するのは八割ほどで、残りは海に流出したといわれ、その削減は、運材事業全体の成否を左右する重要な事項でした。そこで、綱



錦織綱場の図
 < 出典：錦織綱場～木曽川筏流送の歴史 >

岐阜県加茂郡八百津町にはかつて、全国一を誇る綱場である錦織綱場がありました。綱場は、運材河川の要所に頑丈な綱を張って流れてくる木材をせき止め、集めておく施設です。木曽山で伐採された木材は、一本ずつ谷川から木曽川本流を下され、錦織綱場で留め置かれた後、筏に組まれさらに下流へと流送されました。

網場の大きな役割は、流失材の削減でした。木材の河川流送は、大量輸送が容易で、固定資本が少なく低コストで運用できましたが、増水時に大量の木材が流失する難点がありました。流失が生じた場合、下流河



八百津位置図

場を繋留することで増水に対応し、筏に組むことで散逸を防ぎました。

錦織綱場の開設時期は鎌倉時代といわれていますが、豊臣秀吉の時代までは、綱場の本網は単に一定流下材の阻止を目的とし臨機に架設されたもので、筏に組む筏場はいくつかの場所に存在していました。その後、木曽材の出材量が増加するに従い、木材保安機能の向上が図られ、綱場と筏場の併合が進みました。江戸時代初期の万治・寛文年間には、年平均六八万本余（六割は樽木）の木材を処理できる規模まで拡大しています。

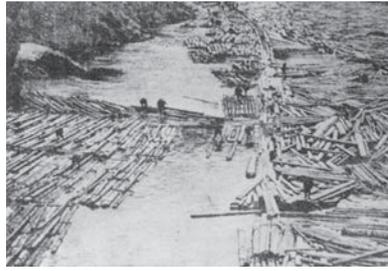
綱場のもう一つの役割は徴税機能でした。錦織綱場についての記



杭所
 < 出典：錦織綱場～木曽川筏流送の歴史 >

録は、応永二十九（一四二二）年の円覚寺文書に「河上関」（錦織河上の関を指す）とあるのが初見とされますが、この河上関は木材運上（通行税）の徴収と綱場の管理経営を目的とした機関でした。弘治元（一五五五）年齊藤道三の伊勢遷宮材過書状には「河上諸役所中」と宛名書がありますが、当時は綱場と筏場の管轄役所が分立しており、綱場使用料と運上をそれぞれの役所で徴収していました。豊臣秀吉は、それまで錦織綱場で十本に一本、下麻生湊で六本に一本であった運上を廃止しています。

寛文五（一六六五）年木曾山の経営が尾張藩の直轄になると、錦織綱場には錦織材木役所（長は錦織材木奉行）が置かれ、旧来の商・民材に対する運上徴収と綱場の管理に加え、上流の田立・山口以下の川番所の支配、綱場における木材の保安、筏送りの調節など、木曾川運材の統制に関する一切の業務を管掌しました。



綱場
〈出典：錦織綱場～木曾川筏流送の歴史〉

綱場の形態と運用

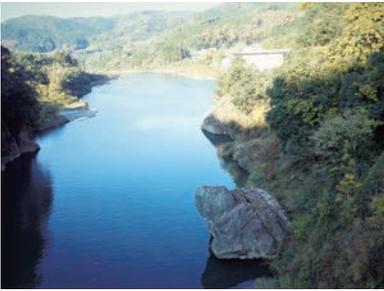
綱場は、単材流送から筏流送に切り替える、河川運材のなかでも極めて重要な地点です。錦織が木曾川においてその役割を担ってきた地理的要因には、河川の水量・水深について筏流送が可能となる上流端であることが挙げられます。さらに、資材の集荷に便利であること、労働力を提供でき

る集落が存在することなどの条件を満たしていたことも要因でした。

尾張藩経営になってからの錦織綱場の基本的構造は、本綱・手安綱・控綱と補助施設としての杭所から成りたっていました。本綱は四筋あり、木曾川の水量が安定する秋の彼岸頃から十一月にかけて綱場に張りました。白口藤蓑を材料とし、長さ二〇八間（約三七メートル）・直径は一尺（約三〇センチメートル）で、上流の綱株岩（通称赤岩）と下流の綱株（ヒノキ杭）の間を渡しました。本綱を張って岸に繋ぎとめる手安綱は、麻またはシユロ製で、長さ六十〜九十間（約一〇〇〜一六〇メートル）・直径三寸（約六センチメートル）でした。控綱は、流材の流下阻止と筏を組む場所のために張られます。

筏は本綱をまたいだ下流で組まれます。本綱の上に数本の丸太を乗せ綱を沈下させて、選出した木材を綱の上を下流側に引き出して、水上で筏にします。杭所は、本綱の末端の河原に、丸太を杭打ちして囲った広さ一町五反（一五、〇〇〇平方メートル）ほどの馬蹄形の敷地で、増水時にはここへ木材を誘導して流失を防ぎました。杭所に入り込んだ木材は木曾川の水量が減ってから人夫によって運び出されました。

時には、杭所の中央に谷川の水を引いて堀をつくり、その中に木材を転がして運んだそうです。また、杭所に流れ



蘇水峡橋から下流を望む

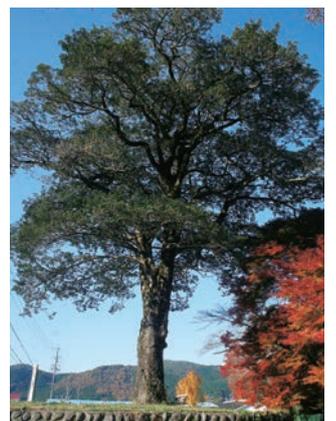
込んで堆積した土砂・岩石を取り除く作業が、本綱張り作業が終わる頃から行われました。大量の土砂などを杭所のそとに運出す作業には多くの人夫が必要でした。

綱場の基本的な形態は、明治以降も変わりませんが、明治三十三（一九〇〇）年に資材や構造物に近代的な改良が加えられました。切断することがあった本綱・手安綱の鋼鉄索条化、綱株岩結束点に鉄製装置を取り付け、下流綱株をヒノキからコンクリート杭に変更、杭所の杭の石材化と石堤の建造、杭所内に水路構築など多岐にわたって改良が行われました。

木曾川運材の終焉と錦織綱場跡

明治四（一八七二）年廃藩置県によって、錦織綱場は名古屋藩に受け継がれ、後に笠松県（後に岐阜県）の直轄となりました。当初は官行伐採事業が行われなかったため、同五（一八七二）年に民間に払い下げられました。同九（一八七六）年、官行伐採事業計画の一環として国が買い戻し、錦織綱場は再び木曾川運材の拠点となりました。巨費を投じて綱場の施設改良が進められたなど、官営伐採量は増加していました。が、明治四十四（一九一〇）年の中央線全面開通と森林鉄道の整備によって、木曾川の運送は流送から早くて流失の心配のない鉄道輸送に移行していきました。

加えて、木曾川は落差・水量に恵まれ、河床が硬い花崗岩で覆われており、水力発電に最適な河川で、相次いで発電所が建設されました。明治四十四（一九一〇）年に木曾川最初の本格的発電所・八百津発電所が完成、続いて大正八（一九一九）年に賤母発電所（中津川市）、同十年に大桑発電所



錦織地方役所跡のクロガネモチ

（長野県大桑村）、同十一年には須原発電所（大桑村）が送電を開始しました。大正十一（一九二二）年には木曾川・付知川合流点の下流（恵那市大井町）に全国初のダム式発電所建設が始まりました。それまでの水路式発電所と違い川を完全に切断するダムの建設によって、木曾川運材は不可能となりました。ただ、民間材の流送はこれより下流域で昭和十四（一九三九）年まで行われたといわれています。

錦織綱場は、大正十五（一九二六）年一月に廃止となり、昭和六（一九三一）年に不要存地決定ののち処分という経過をたどり、長い歴史の幕を閉じました。綱場のあった場所は、旧八百津発電所資料館・丸山発電所の少し上流辺りで、錦織地方役所などの施設は左岸側にありました。現在、役所跡には往時の繁栄を知るクロガネモチの木が残り、町の天然記念物となっています。上流の蘇水峡橋から川上を望むと、水位の下がった時には本綱を張った綱株岩を見ることが出来ます。

■参考資料

- 『八百津町史 通史編』 昭和五十一年 八百津町
- 『日本地名大辞典・岐阜県』 昭和五十五年 角川書店
- 『錦織綱場 木曾川筏流送の歴史』 平成二十年 八百津町

治水安全度の向上を目指す 新丸山ダム建設



新丸山ダム建設工事 <提供：新丸山ダム工事事務所>

戦前に発電用ダムとして計画された丸山ダムは、戦後、洪水調節機能を付加して完成、その後の大ダム建設の先駆けとなりました。丸山ダムの洪水調節機能を強化するため、昭和六十一年（一九八六）年にダムの再開発（新丸山ダム建設）事業に着手しました。新丸山ダムは、洪水調節・流水の正常な機能の維持・発電を目的とした多目的ダムとなります。

戦後の大ダム建設の先駆け・丸山ダム

国家総力戦体制の一環として国による電力管理政策のもと、全国の電力会社を統合して発足した日本発送電は、岐阜県加茂郡の木曾川に大規模な発電用ダム・丸山ダムの建設を計画しました。昭和十八（一九四三）年ダム建設に着手しましたが、翌十九（一九四四）年には資材・工用機械の確保が困難となり事業は中断され、終戦を迎えました。

昭和二十三（一九四八）年丸山ダム建設再開準備命令が出され、昭和二十六（一九五一）年に電気事業の再編によって発足した関西電力が、丸山ダム建設を継承しました。

一方、木曾川の治水計画は、大正十（一九二一）年から約二十年の歳月をかけた木曾川上流改修工事（大正改修）以来、犬山地点において九、七〇〇立方メートル/秒を計画高水量として改修工事を行ってきましたが、昭和十三（一九三八）年七月にこれを上回る大洪水がおりました。昭和二十四（一九四九）年に治水調査会で、この洪水を念頭に犬山地点の計画高水量を一、一、五〇〇立方メートル/秒とし、基本高水ピーク流量との差を上流ダムの洪水調節により処理すること



旧展望台から見た丸山ダム
<提供：新丸山ダム工事事務所>

が決まりました。そこで、建設中の丸山ダムを嵩上げして、洪水調節機能を持たせることになりました。

木曾川（飛騨川合流前）の既往の大洪水は、主として中流部の支川（付知川・蘭川・落合川・中津川・阿木川）からの流入に大きく影響されることが現地調査によって判明しました。そこで、これら諸支川の合流後に位置し、氾濫防止地域に近く、洪水調節の効果が大きいことなどから丸山ダムを洪水調節池として計画しました。

丸山ダム工事再開にあたり、事業を認可する岐阜県知事は、建設省（現国土交通省）の要請を受け、ダムに洪水調節機能を付加することを条件に認可しました。これにより、丸山ダムは発電と洪水調節を目的とした多目的ダムとして建設することになり、嵩上げに必要な工費は国庫負担として、関西電力が施工しました。

建設工事は、昭和二十六（一九五一年）年に起工式が行われ、昭和二十九（一九五五年）年に関西電力による発電と建設省と関西電力による共同管理が開始され、昭和三十一年（一九五七年）年に全工事が完了しました。高さ九八・二メートル・堤体積四九七、〇〇〇立方メートルの重力式コンクリートダムは、当時日本最大級で、建設工事は全工程が本格的な機械化によって行われ、以後の大ダム建設の先駆けとなりました。



丸山ダム建設工事
<出典：「木曾川水力の歴史」(八百津町教育委員会)>

昭和五十八年九月の大洪水

完成した丸山ダムは、木曾川の治水に大きな役割を担い、戦後の洪水に対して一定の効果を果たしてきました。ところが昭和五十八（一九八三）九月、日本に接近した台風十号が秋雨前線を刺激して、木曾川中流域では時間雨量三十〜五十ミリの降雨が数時間断続的に続きました。このため、犬山・笠松地点などで既往最高水位を記録する洪水となり、本川と支川を合わせて九地点で氾濫し死者・行方不明者五名、被害家屋四、五八八戸もの被害をもたらしました。被害の大きかった美濃加茂市・坂祝町では、延長七、八五〇メートルにわたり越水、氾濫面積二九〇ヘクタール、最大浸水深三メートル余に達しました。



昭和 58 年 9 月洪水の浸水図
 < 提供：新丸山ダム工事事務所 >

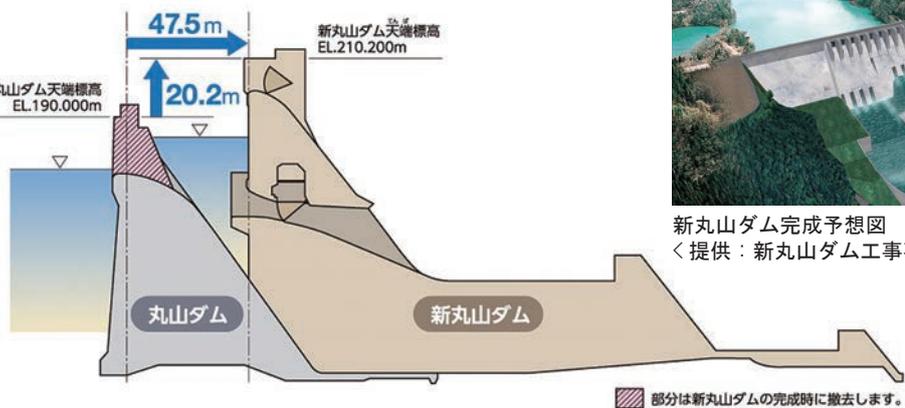
新丸山ダムの建設計画

木曾川の治水対策の強化において、大正時代から水力発電により開発された木曾川には有力な新規にダムを建設できる地点が



新丸山ダム完成予想図
 < 提供：新丸山ダム工事事務所 >

新丸山ダム側面図 < 提供：新丸山ダム工事事務所 >



部分は新丸山ダムの完成時に撤去します。

なく、支流においても十分な容量を確保できるだけの地点はほとんど無くなっていました。木曾川の戦後最大の洪水となった昭和五十八（一九八三）年洪水をうけて、昭和五十五（一九八〇）年から計画調査を始めていた丸山ダムの再開発（新丸山ダム建設）事業の必要性が高まり、昭和六十一（一九八六）年建設事業に着手しました。新丸山ダムは、洪水調節・流水の正常な機能の維持・発電の三つを目的とした多目

的ダムです。洪水調節機能については、洪水調節容量を現在の二、〇一七立方メートルから七、二〇〇立方メートルの約三・六倍に増加することにより、昭和五十八年洪水（美濃加茂水害）に対応できるように強化します。新たに加わった流水の正常な機能の維持は、濁水時に既得の農業用水を安定的に供給させるほか、木曾川の河川生態系の保護や河川環境の維持を図るものです。発電能力は、流水の正常な機能の維持のために確保する容量に伴い大きくなった高低差を利用して、新たに二二、五〇〇キロワットの増電を行い、既存とあわせて二一〇、五〇〇キロワットの発電を行います。

新丸山ダムの工法と進捗

新丸山ダムは、丸山ダムの下流側四七・五メートルの位置に、二〇・二メートル嵩上げた新しい堤体を建造するもので、丸山ダムの洪水調節と発電の機能を維持させたまま工事を行います。大河川で、既設ダムを運用しながら実施する大規模な嵩上げ工事は、国内では前例がなく、設計や施工方法など、高度な技術力を要する先駆的なダムです。



転流工工事（平成 29 年 11 月末 吐口側）
 < 提供：新丸山ダム工事事務所 >

すが、この工法では、水位低下による発電量の低下と、洪水時には、丸山ダムでの洪水調節ができず、下流への安全が確保できません。また、既設ダムの下流に独立した新ダムを建造する工法は、既設ダムの機能には支障がありませんが、ダム下流の既設新丸山発電所への影響、工事区域が大きくなるデメリットがあります。そこで、新丸山ダムでは、既設ダムと新ダムが下部で一部重なる工法を採用しています。丸山ダムの洪水調節と発電の機能を維持しつつ、周辺環境の改変が小さく、新ダムに使用するコンクリートの量が少なくなり、コストを抑えられるというメリットもあります。建設事業は、平成二十九（二〇一七）年三月時点で、用地取得がほぼ完了し、四十九戸の家屋移転も終了しています。付替道路一五・五キロメートルのうち一〇・一キロメートル、工事用道路二〇・一キロメートルのうち一八・一キロメートルが完成し、道路整備を引き続き進めるとともに、現在、ダム本体工事に向けて、転流工（工事中の小規模洪水において丸山ダムを迂回させる仮排水トンネル）を建設しています。転流工完成後は、本体工事に着手し、平成四十一（二〇二九）年度完成を目指して、新丸山ダム建設工事が本格的にはじまります。

■ 参考資料

- 『木曾三川治水百年のあゆみ』 平成七年 建設省中部地方建設局
- 『新丸山ダム』 WEBサイト 新丸山ダム工事事務所
- 『日本地名大辞典・岐阜県』 昭和五十五年 角川書店

中部地域の河川遺産 第三編

下流改修に見る鼻毛猿尾の伸延と諸問題



愛西市森川町梶島に現存する梶島猿尾（鼻毛猿尾）の残存部

弥富市五明町に、美濃（岐阜県）・伊勢（三重県）と尾張（愛知県）とで長く騒動の原因となった梶島猿尾の一部が残っています。

二基の長い猿尾が、五明輪中（五明町）の北に位置する立田輪中南端部の木曾川に面した又右衛門新田と佐屋川が木曾川に流れ込む川中の梶島から川中へ伸びていました。

この二基の猿尾の建設経緯は、単に立田輪中の排水改良史を物語るだけでなく、御手伝普請による益村と損村との果てしない争いの歴史でもあり、明治改修直前には岐阜・三重県と愛知県、さらに国（内務省）をも巻き込んだ騒動になっていました。

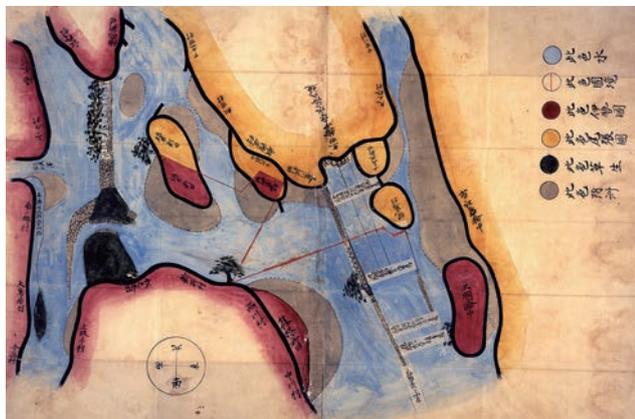
本稿では、又右衛門新田と梶島に造られた二基の猿尾について、江戸期における継足し経緯、さらに明治改修直前に発生した騒動について触れていきます。

一．猿尾の建設

木曾川と佐屋川が輸送する膨大な土砂が立田輪中南端部の秋周辺に堆積し、輪中内の悪水排水を阻害するため、宝暦治水以前の元禄元（一六八八）年に、長さ九十六間（一七五m）余りの潮除猿尾が又右衛門新田に完成していたようです。

その後、又右衛門新田東側の梶島に、長さ八十間の猿尾が、梶島の東側を流れる佐屋川の導流堤のように設置され、又右衛門新田猿尾は百間に先継されました。

これら東西二基の猿尾は、その形状から「鼻毛猿尾」と呼称され、猿尾間の間隔は五・六町（一町二約一〇九m）もありました。



「油島締切堤と鼻毛猿尾」〈輪中の郷蔵〉

二．油島の締切堤と鼻毛猿尾の伸延

油島新田と長島輪中北端部の松之木の間は、長さ一〇九〇間（一、九八四m）開き、長良川を合流した木曾川の流れば河床の低

い損斐川へと流れ込み、損斐川筋は洪水被害に苦しんでいました。そこで、延享四（一七四七）年の奥州二本松藩の御手伝い普請を嚆矢に、木曾三川の御手伝い普請が幕末までに十六回行われました。

延享の工事は、木曾川右岸の石田村（羽島市中下町石田）で流水を左岸側の佐屋川に刎ねて木曾川の水量を減らし、さらに木曾川下流部の油島・松之木間の開口部一、〇九〇間に、油島から下流側に一五〇間（二七三m）と松之木から上流側に三十間（五十五m）の杭出し猿尾を設けて、木曾川から損斐川への流入量を減少させる試みでした。

その後、宝暦四（一七五四）年の宝暦治水工事の第二期工事（同年九月二十四日開始）で、油島新田から長さ五〇〇間（九一〇m）、松之木から長さ二〇〇間（三六四m）の杭出し猿尾で流れを分かち、真ん中三〇〇間（五四六m）を舟通しとし、木曾川から損斐川への流勢を弱める工事が行われることになりました。木曾川の流水は、油島・松之木間での杭出し猿尾によって損斐川への流入を阻止され、必然的に東に位置する立田輪中南端に押し寄せ、二筋の猿尾周辺に土砂を堆積させ、立田輪中の排水を阻害する恐れが発生しました。

そこで、宝暦治水工事の為替（補償工事）として、又右衛門新田猿尾が長さ三〇〇間に、梶島猿尾が長さ一五〇間に延長されました。

次ページの表は、元禄元（一六八八）年〜一八八四（明治十六）年五月までの二百年近くに亘る鼻毛猿尾に関する出来事を『立田町史』より整理したものです。

同表より、油島締切堤に関わる工事と共に鼻毛猿尾が伸延していることが分かります。次ページの絵図は、文政二（一八一九）年五月に、立田・神明輪中と他の五輪中一三二ヶ村が本阿弥・金廻・長島輪中をはじめ大垣・桑名領の二四二ヶ村による前年に



猿尾先継他規定外取繕に付立田神明津両輪中より見分
願関係絵図<岐阜歴史資料館蔵 2.05-2-15-4>

行った自普請による締切堤と左岸側への不正工事を訴えた際のものです。

同図は、木曾川通りへの猿尾二基の先端（上流側の「出し猿尾北」の二間、下流側の「玄番出し勿ね猿尾」の四間）と揖斐川通りの猿尾一基（三間）の先端が、「新規石杵」で先継され、さらに喰違堰に大石が捨石されたことを赤色で示しています。

文政二（一八一九）年十二月、この争いは、木曾川の流れを妨げる二基の猿尾を取り除き、一方、揖斐川側に猿尾を二十間先継すること、さらに喰違堰の深さを定水八尺五寸（二・六m）、長さ五十間、外法間の幅十二間、洗堰の長さ二二〇間（四一九m）などを明記して、合意となっています。

また、洗堰の長さが短縮されたことによる争いも発生していました。明治八（一八七六）年十二月、立田輪中民は岐阜県と三重県側が長さ二二〇間の洗堰を修繕した（明治三（一八七一）年の修繕時に五・六間短くしたようです）問題で、愛知県に岐阜・三重両県と掛けあうよう要望しています。この問題は、翌明治九（一八七七）年十二月、愛知県と両二県さらに内務省土木

| 年・月 | 又右衛門新田猿尾 | 梶島猿尾 |
|------------------------------|---|---|
| 元禄元 (1688) 年 | 96間余り | |
| 不明 | 100間 | 80間 |
| 宝暦4 (1754) 年 | 300間 (200間を先継ぎ) | 150間 (70間を先継ぎ。『立田村史資料』は80間とあるが、『羽島市史2巻』は「一の手工事」として長150間と記す) |
| | 工事の「為替(引き替え、交換)」として延長。流れが立田輪中南端へ押し寄せ、輪中からの排水が一層悪化。 | |
| 明和4 (1767) 年9月 | 明和5年の御手伝普請に先立ち、幕府と尾張藩は梶島と又右衛門新田からの猿尾継ぎ足しと油島の締切を喰違堰にすることを決定。 | |
| 明和5 (1768) 年2月 | 650間 (350間を先継ぎ) | 200間 (50間を先継ぎ) |
| | 喰違堰の形状: 油島新田から約950間の堤を築き、この内約230間が高さ3合の洗堰。松之木から225間の堤を築き、喰違部分が50間でその幅は12間（『木曾三川の流域と河川技術317頁』より）。 | |
| 天明2 (1782) 年 | 850間 (200間を先継ぎ) | 250間 (50間を先継ぎ) |
| | 安永7 (1778) 年に油島喰違堰の撤去を江戸表に要望したが却下され、天明2年に又右衛門新田から長島領の甚兵衛山まで、水嵩2・3合の洗堰建設と小島側掘割り、洲渡いを要望したが、これら工事の代わりに猿尾の先継ぎが許可された。 | |
| 文政2 (1819) 年5月 | 立田・神明津・桑原・大浦・足近・森部・墨俣の輪中132ヶ村が本阿弥・金廻・長島輪中をはじめ大垣・桑名領の242ヶ村を訴える。木曾川の流れを妨げる猿尾などを取り除き、一方、揖斐川に猿尾を継ぎ足し、双方利益となる内容で、同年12月に合意となった。 | |
| 文政7 (1824) 年 | 1260間 (400間の杭猿尾と10間の沈杵を先継ぎ) | 750間 (400間の杭猿尾を先継ぎ) |
| | 「各200間」との記述もあるが400間とした。文政7年の御手伝い普請では油島喰違洗堰の工事も行われている。 | |
| 弘化2 (1845) 年～嘉永5 (1852) 年の紛争 | 弘化2年9月に桑原・立田・神明津輪中が油島喰違洗堰組合62ヶ村(高須・本阿弥・金廻・七郷・太田輪中)に対し無断工事などを申し立てて論争。 | |
| 文久3 (1863) 年7月 | 文久3(1863)年7月15日に、吟味役から勘定奉行へ鼻毛猿尾による障害を訴えている。 障害⇒①喰違堰へ水が殺到して揖斐川への流入量が増加、②他輪中(高須輪中など)の悪水落ちが悪く水腐れになる、 | |
| 同年10月 | 高須輪中から猿尾自普請先継ぎ分を撤去するように申し入れがあったが、立田側は「無許可の普請ならば、高木役所から注意されるはずである。油島の中開け300間の内、230間の洗堰と喰違部分をすべて撤去するならば、猿尾も撤去する」と回答している。 | |
| 1872 (明治4) 年3月 | 輪中堤通総代10名が鼻毛猿尾の継ぎ足し分の撤去を要求。 | |
| 1873 (明治5) 年3月 | 高須輪中が名古屋御支配所に、統杵450組や杭出しによる鼻毛猿尾継ぎ足し(「自儘の普請」と指摘)について、撤去を願い出る。 | |
| 1874 (明治6) 年5月 | 三県の輪中(美濃の高須輪中、伊勢の金廻・七郷輪中、尾張の立田輪中)が争い、愛知・岐阜県の仲裁で和解。猿尾長さ(1120間1尺のはず)が1076間4尺(土築577間2尺と杵403間2尺)であったため、そのままするように決定した。 | |
| 1876 (明治8) 年2月 | 230間の洗堰を岐阜と三重が強固にした(明治3年の修繕時に5・60間短くしたようである)ため、立田輪中の排水悪化を愛知県が岐阜・三重両県に掛けあうように要望。 | |
| 1877 (明治9) 年12月 | 明治9年9月にも愛知県令安場に同様の要望書提出。同年12月に岐阜・三重県との話し合いで、双方が和解。この時点で洗堰は164間と決められた(原型より66間短縮)。なお、三県話し合いの際に「(内務省)土木寮官員」も参加している。 | |
| 1879 (明治11) 年11月 | 前年9月の水害で又右衛門新田猿尾が大破したので、愛知県による修繕を希望した。この猿尾修繕が明治改修直前までめめた原因。 | |
| 1884 (明治16) 年5月 | 愛知県は15年度予算で又右衛門新田猿尾の修繕を許可。梶島猿尾修繕は予算化される前の同年に修繕すると愛知県に返事。 | |

梶島・又右衛門新田猿尾に関する騒動等の経緯

寮の官員を入れた話し合いで、なぜか「洗堰の長さ一六四間（二九八m。原型より六十六間短縮）」等で解決しています。

上記のように、尾張側が鼻毛猿尾を先継して木曾川の流勢を減じる工事を行うと、濃州・勢州(岐阜・三重県)側は、喰違堰や洗堰を細工して、木曾川から揖斐川への流入量を減らすことを画策しました。

三. 明治十年代の内務省と県の立場

明治十七(一八八四)年十月、デ・レイケは木曾川下流改修計画を命じられ、明治

十九(一八八六)年に計画が完成し、翌明治二十(一八八七)年四月から木曾川下流改修工事が着手されました。

この時、内務省は木曾川改修工事との調整を図り、工事の重複や手直しを無くすため、明治十七(一八八四)年七月八日付で、愛知・岐阜・三重の三県に対して、従来各県が木曾川筋で施工してきた工事については、必ず事前に土木局出張所と協議するようになされました。

一方、改修工事の基礎資料となる木曾川の測量は、明治六(一八七三)年に開始され、明治十六(一八八三)年十二月時点

で木曾川では笠松下流、長良川では岐阜下流、揖斐川では大垣下流で完成していました。ところで愛知県は、内務省の土木出張所が明治十(一八七八)年に八神(羽島市桑原町八神)から羽島郡竹鼻村(羽島市竹鼻町)に移転していたにも拘らず、要望している立田輪中の悪水排水改良工事の計画が長年行われないことに痺れを切らしていました。

さらに、内務省からの通達が出された一週間ほど後の七月十五日〜十八日の間に連続降雨量三一八mmを記録する洪水が発生しました。木曾川は平水より二十尺(約六m)

高く、下流域で二〇〇ヶ所近くが決壊し、立田輪中でも堤防の各所に損傷が発生しました。

木曾川左岸の尾張側は、「御田堤」に守られてきましたが、立田輪中は「御田堤」の堤外地に位置し、明治維新後に岐阜県が徐々に進行させる堤防強化に、愛知県側は危機感を抱いていました。例えば大正八（一九一九）年頃には、笠松から犬山までの木曾川右岸堤は、江戸時代とは逆に左岸側より三尺も高い所があるほど強化されていました。

明治十七（一八八四）年七月の洪水被害を契機に、立田輪中では堤防補強の気運が一気に盛り上がりました。

同年九月、土木課長黒川治愿は、七月八日の内務省の通達に従い、『将来、内務省が木曾川工事をする際に邪魔になるならば、速やかに旧に復するから、又右衛門新田猿尾を中山新田（国道一号線南の弥富市中山町）に接続し、また、梶島猿尾を中山新田まで伸ばして、木曾・佐屋川からの流勢を防ぐ』ことを記した内務省への伺い文書を愛知県の野村大書記官に提出しています。

立田輪中水利土功会は、明治十七（一八八四）年九月十九日からの会議に引き続き、九月二十三日の臨時立田輪中水利土功会で、又右衛門猿尾に八〇〇間継足して中山新田の分水（弥富市中山町分水）に接続し、梶島猿尾に六〇〇間継足することが決定されました。

両猿尾工事の負担金は原案の倍の八、九三〇円二〇銭（又右衛門猿尾工費約七十二％、梶島猿尾工費約二十八％）に修正され、一反（約一、〇〇〇㎡）辺りの負担金を〇、四七九三四五円（一、八六三町歩×〇、四七九三四五円／反）八、九三〇円二〇銭）とすること、また地方税からも負担金と同額が支払われることを決定していました。

四 又右衛門新田と梶島の猿尾建設に関する新聞記事

ここで、猿尾継足しに関する騒動の経緯を、明治十七（一八八四）年の新聞記事や電報から見ていきます。

①明治十七年九月十六日 黒川土木課長と石井七等属が、十九日～二十一日まで立田輪中水利土功会に出張。

②東京出張中の愛知県の岩本六等属から、県令国貞への電報。（日付が不明だが電文より十月二十三日以前と推定）

「又右衛門猿尾継足し工事につき（中略）土木局へ参りたるところ 工師もすぐに出頭 上局において右工事につき工師より意見を述べたる趣につき 中村書記官へ拜謁をこいたるに 同官より 今三日ほどたつと 局長より私を呼び出し 又右衛門猿尾工事につき 申し渡すべく儀あるにより それまで宿に待ちおれよと申し聞けられたり」

③十月二十三日 東京在京の愛知県令国貞から、愛知県野村大書記官への電報。

「猿尾工事嚴重に差し止められるべし 委細は木村に含めて帰県せしむ」

④十月二十四日 内務省は、立田輪中へ猿尾継足し工事の中止を決定。

⑤十月二十五日 高須輪中と三重県下の付近住民一、五・六〇〇人が集り、警察も出動する大混乱となった。大騒動の原因は、五・六日前に完成した鼻毛猿尾の継足した後、従来年間ほどの長さの猿尾が八〇〇間延びており、岐阜・三重県の付近住民は猿尾を従来の長さに戻すように要求。

⑥十月二十六日 二十四日夜十時頃、立田輪中の農民八・九〇名が愛知県庁に押し掛け、「中山新田先まで継足した梶島猿尾の撤去はできない」と黒川課長への面会を求めた。

⑦十一月二日 山県有朋内務卿より、旧に

復するよう電報があった。

⑧十一月五日 黒川課長が、病氣により辞表を提出（進退伺いの風説もあり）。

⑨十一月十三日 テ・レイケからエツシャーへの手紙

『私は明後日また、美濃の五つの緊急問題解決のために美濃へ行かなくてはなりません。』

中略 その問題の一つは、木曾川をはさんだ尾張【愛知県】と伊勢【三重県】の農民の【治水に関する】きびしい言い争いです。

彼等は、かなりひどい殴り合いの喧嘩をしました。【新聞によると】私達の職員、県や警察の人達が一緒になって、【争いを仲介し】【両県の】住民は静かになりました。私はあそこで【愛知県と三重県の間】に立って、内務省の代理として調停しなければならぬのでしょうか？

それ【両県の言い争い】は、すでに一度ならず起ったことで、その【私が仲介した】時、双方が【お互いに】彼等の意向を受け入れました。後略』

（【】は訳者加筆）

⑩十一月二十六日 テ・レイケの木曾川巡検につき、愛知県令国貞も出張。

⑪十二月六日 猿尾は継足し以前の旧態に築造することになり、有力者の青樹（英二）、真野、佐野三名が愛知県庁に請願。

⑫明治十八年一月七日 国貞が危篤状態。

⑬一月二十日 十八日に肺炎に罹っていた国貞が死去。

五 おわりに

明治十七（一八八四）年七月八日付の内務省の通達によって、十月には完成していた猿尾継足を、十一月初旬には山県内務卿から旧に復するように厳命があり、十一月後旬にはテ・レイケもこの問題で立田地区

に出向いていました。

さらに立田輪中の排水問題に当初から関わった黒川は、翌明治十八（一八八五）年一月二十日に引き立ててくれた国貞と死別し、同年三月に愛知県職を辞しました。

なお黒川の辞職の理由については、「立田輪中の工役を議し、諧はずして罷める」や「当時、国と所管区分が明確でなかった木曾川筋で、治愿が実施した工事が岐阜県側を刺激し一大騒動を引き起こしたことに對する引責とみられる」等と記されています。

黒川の病没二年後の明治三十二（一八九九）年に政秀寺（中区栄）に建てられた「頌徳碑」は、後に千種区の平和公園に移設されています。



平和公園にある黒川治愿の「頌徳碑」

■参考資料

- 『新編立田村史 通史』立田村 一九九六年
- 『新編立田村史 資料』立田村 一九九九年
- 『岐阜県治水史 下巻』岐阜県 一九八一年
- 『テ・レイケからエツシャーへの手紙』エツシャー家文書
- 『名古屋市史人物編第一 復刻版』名古屋市役所編 一九八一年

『明治初期の愛知県土木事情と黒川治愿』山本一彦 土木史研究第十一号 一九九一年

お国は海拔ゼロメートル地帯 高須松平家の国入り

一宮市尾西歴史民俗資料館 宮川充史



高須松平家の菩提寺—臥龍山行基寺の墓碑 左：十代義建 右：十二代義端
〈提供：海津市歴史民俗資料館〉

尾張徳川家の連枝高須藩の歴代藩主の多くは江戸に留まり、国入りはほとんどなかった。しかし、「定府」とは扱われておらず、何人かの藩主は国入りをしており、特に十代藩主松平義建は「国民撫育」のため、国入りを渴望する程であった。在任中、二度国入りしており、在国中は領内外を巡見していた。

御三家尾張徳川家の連枝高須松平家（高須藩）は三万石の小大名でありながら、有力外様大名と同じく大広間詰、従四位下の家格を持ち三名の尾張藩主を輩出した。尾張藩主が一般の大名と同じく参勤交代を行っていたのに対し、高須藩主は江戸での生活が中心であり、高須への国入りはほとんどなかった。そのため、高須藩は参勤交代を行わず、江戸に留まる「定府」の藩と認識されている。ところが、全国の大名を紹介した武鑑には高須藩は丑卯巳未酉亥の年に参勤し、子寅辰午申戌の年に暇を賜りその時期は四月、御暇時には「御馬一匹」を賜ると記されている。定府の大名は「御定府」と記されているが、高須藩には記されていない。また、文政四（一八二一）年には各大名の参勤交代の通行路が決められ、高須藩は中山道の利用が原則となった。そこにも「定府」とは記されていない。つまり、高須藩は厳密には「定府」という類の大名ではない。なお、同じ御三家の連枝、紀州藩の連枝伊予西条藩、水戸藩の連枝守山、府中、穴戸藩は「定府」で、十二万石の高松藩は参勤交代を行っている。

高須松平家の参勤交代

| 時期 | 形態 | 藩主 | 時期 |
|-------------|---------|----------|--|
| 元禄15年(1702) | 国入 | 松平義行(初) | 4月28日 御暇 5月18日 江戸発 → 28日 高須着(続) |
| 元禄16年(1703) | 参勤 | | 3月26日 高須発 → 4月7日 江戸着(続) |
| 享保3年(1718) | 国入 | 松平義孝(2) | 4月15日 御暇(続) |
| 享保10年(1725) | 国入 | | 4月25日 江戸発 → 5月1日 高須着(高) |
| 享保12年(1727) | 参勤 | | 2月27日 高須発 → 3月3日 江戸着(高) |
| 享保14年(1729) | 国入 | | 3月23日 江戸発 → 4月1日 高須着(高) |
| 享保16年(1731) | 参勤 | | 3月6日 参府(高) |
| 寛政4年(1792) | 国入(東海道) | 松平義裕(6) | 2月15日 御暇 3月15日 江戸発 → 26日 高須着(高)(続) |
| 寛政5年(1793) | 参勤 | | 3月1日 高須発 3月15日 江戸着(高) |
| 寛政6年(1794) | 国入(中山道) | | 3月11日 江戸発 → 3月23日 高須着(高) ※3月13日 本庄宿 昼 |
| 寛政7年(1795) | 参勤(中山道) | | 3月13日 参府(高) ※3月12日 本庄宿 泊 |
| 天保14年(1843) | 国入(中山道) | 松平義建(10) | 5月15日 御暇 28日 江戸発 → 6月15日 高須着(高)(続) |
| 天保15年(1844) | 参勤(東海道) | | 3月18日 高須発 → 4月4日 江戸着(高)(続) ※3月20日 二川宿 小休 |
| 弘化4年(1847) | 国入(中山道) | | 4月1日 御暇 11日 江戸発 → 22日 高須着(高)(続) |
| 嘉永元年(1848) | 参勤(中山道) | | 9月14日 高須発 → 25日 江戸着(高)(続) ※14日 鵜沼宿 泊、15日 御嶽宿 昼休 |
| 文久3年(1863) | 国入(中山道) | 松平義勇(13) | 3月28日 江戸発 → 4月8日 高須着(高) |

高須藩は「定府」の大名か？

既に知られているように高須藩の参勤交代の回数は著しく少ない。左表は「高藩紀事」や「御家続帳」(『海津町史』史料編三)、街道に残る諸史料から高須松平家の参勤交代を一覧化したものである(もちろん、高須藩の参勤交代に関しては『海津町史』にも記されている)。高須藩の参勤交代は義行入封以来十六回しかない。初代義行は元禄十五(一七〇二)年に初めて高須に入り、翌年江戸に参勤している。ただし、「高藩紀事」には「度々御上下アリシ由ナシ共、年月詳

ナラス」とあり、正徳五（一七一五）年に隠居するまで在任中は何度か高須に入っていた可能性もある。

二代義孝は享保三（一七一八）年に初めて高須入りしている。さらに、「高藩紀事」には享保十（一七二五）年から十六（一七三一）年まで江戸・高須間を二往復したと記されている。ところが、この享保十（一七二五）年からの四回の旅は「御家続帳」には見られない。高須藩側の基本史料である「高藩紀事」や「御家続帳」は江戸後期から明治に編纂されたものであり、義孝の参勤交代日時については一致していない。既に江戸後期の段階で義行や義孝の国入りの日時については定かでないかと思われる。この場合、道中に残る本陣宿帳の類から通行を明らかにする必要があるが、元禄・享保の頃の宿場史料は極めて少なく、通行を確認することはできない。その後、国入りし

歴代高須藩主

| 藩主 | 在任期間 |
|-----------|------------------------|
| 1 義行 | 元禄13年(1700)～正徳5年(1715) |
| 2 義孝 | 正徳5年(1715)～享保17年(1732) |
| 3 義淳(宗勝) | 享保17年(1732)～元文4年(1739) |
| 4 義敏 | 元文4年(1739)～明和8年(1771) |
| 5 義柄(治行) | 明和8年(1771)～安永6年(1779) |
| 6 義裕 | 安永6年(1779)～寛政7年(1795) |
| 7 勝当 | 寛政7年(1795)～享和元年(1801) |
| 8 義居 | 享和元年(1801)～文化元年(1804) |
| 9 義和 | 文化元年(1804)～天保3年(1832) |
| 10 義建 | 天保3年(1832)～嘉永3年(1850) |
| 11 義比(茂徳) | 嘉永3年(1850)～安政5年(1858) |
| 12 義端 | 安政5年(1850)～万延元年(1860) |
| 13 義勇 | 万延元年(1860)～明治2年(1869) |
| 14 義生 | 明治2年(1869)～明治3年(1870) |

たのは六代義裕、十代義建、そして、文久の参勤交代緩和で国入りした義勇である。次にその数少ない高須藩の参勤交代について天保十四（一八四三）年の松平義建の国入りを事例にみていきたい。

松平義建の国入り「渴望」

松平義建は寛政十一（一七九九）年六代水戸藩主徳川治保の次男義和の子として江戸水戸藩邸で生まれた。義和が高須藩主になった後、兄が病死したことで、世嗣として四谷高須藩邸に移った。幕末政治に深く関わる徳川慶勝、茂徳（尾張藩主）、松平容保（会津藩主）、松平定敬（桑名藩主）、所謂高須四兄弟の父で知られる人物で天保三（一八三二）年、十代藩主となった。

義建は天保五（一八三四）年には国入りの意図があったようである。この一連の経緯は「入部一条密書」（『海津町史』史料編一）に記されている。義建が国入りしにこだわったのは「領邑一見二も不及遠察而巴二而撫育方心掛候とも実用之所二八不可至」という意識からである。つまり、現場を見ずに、遠方から指示するだけでは領国統治はできないという意味である。義建が国入りをしたという意識を有するに至ったのかは定かではないが、前年の天保四（一八三三）年に義弟の水戸藩主徳川斉昭が初国入りする



松平義建

など、義建に何らかの影響を与えたとも思える。

高須藩の財政は宗家である尾張藩に大きく依存していた。そのため、国入りには尾張藩の援助が不可欠であった。義建以前に入国をした義裕は尾張藩からかなりの援助を得ていたという。義建は附家老の成瀬氏に「久々入部も無之、土地も及衰微、国民撫育之為」と説明し、天保六（一八三五）年に国入りしたいとして、拝借金を申し出ている。さらに、同じ御三家の紀州藩連枝である伊予西条藩松平左京大夫（頼学）が御暇を願い出たという知らせも、義建を刺激した。義建は頼学より早く暇願を出したいと成瀬に相談しているが、その願は叶わなかった。なお、頼学は翌天保六（一八三五）年に享保十四（一七二九）年以来、一〇六年ぶりとなる国入りを果たしている。美濃路起宿の船庄屋林家の記録には頼学が三月に起川（木曾川）を渡河した記録が残る。義建は天保六（一八三五）年にも「入部之儀ハ渴望」として成瀬氏に国入りを願い出ている。拝借金は千両と昨年より減額した結果、国入りは聞き届けられる



高須古絵図 < 提供：海津市歴史民俗資料館 >

かに見えたが、四月に美濃で大雨が降り、万寿新田の大洪水（万寿騒動）が発生したことで国入りは叶わなかった。その後も領内で度々洪水が発生したことにより国入りができなかったようである。この「入部一条密書」からは早く高須に入りたという義建の意識が強く感じられるが、費用の問題、高須が水郷地帯に位置するという地理的な要因から国入りは実現しなかった。ところで、「定府」大名の象徴的藩として御三家の水戸藩がある。確かに水戸藩主の多くが江戸に在府し、国入りは少ない。しかし、水戸藩も「定府」とは扱われておらず、水戸藩政史を研究する永井博氏は水戸藩主も隔年ではないものの、歴代藩主の多くが何度か水戸入りしていたことや、水戸藩が参勤交代を願っていたことから、水戸藩は「定府」で



「夏の旅跡」旅程図 <提供：海津市歴史民俗資料館>

松平義建の国入り

天保十二（一八四一）年になり、ようやく国入りの目的が立ち、天保十四（一八四三）年六月、義建は念願の国入りを果たしている。寛政六（一七九四）年の義裕の国入り以来四十九年ぶりの国入りであった。義建はその道中での様子を「夏の旅跡」（海津市歴史民俗資料館寄託）と題する紀行文にしている。行程は十七泊十八日で、途中日光に参詣している。

「夏の旅跡」は道中や宿場での風景などが記され、当時の様子を知ることができて興味深い史料である。五月二十八日に江戸を出立した後、中山道を通り、鴻巣から忍を経て、日光に入った。参詣を終えた後、例幣使道を通り倉賀野宿で中山道に合流し、美濃に向かった。途中、雨に降られながらも順調な行程で旅を続け加納宿に到着した。その後、加納から南下し、高須に入っている。この国入りの特色は船で木曾川を下ったという点にある。六月十四日、美濃国円城寺の野垣源兵衛宅に入り、笠松郡代の役人等から出迎えを受けた後、木曾川を下っている。船には葵の紋の吹貫や吹き流しを連ね、供の船も多かったという。また、船頭たちが舟歌を歌ったという。

大名行列は街道の風物詩で、大名によって行列数や槍の種類等、構成が異なる。大名行列が来ると分かると周辺の人々が見学に訪れた。義建のように木曾川を下る船回はめったに見られるものではない。そのため、尾張美濃側両岸から

人々が見物に集まったことが記されている。約五里程川下りをした後、美濃国秋江に上陸し、高須入りしている。

高須の館から美濃の山々や川、田畑が見える景色に感激し、国入りした藩主義行、義孝、義裕に並び四人目となったことが嬉しかったと記している。翌年、東海道を利用し、途中鎌倉や江の島を見物して江戸に戻った。

三年後の弘化四（一八四七）年四月には「領民撫育」として再度、高須入りしている。本来は一年後の四月に江戸に参勤しなくてはいけないが、十一月に「来秋迄も御在邑二而勸農節御世話被成度旨」（「高藩紀事」）として参勤の延期を願い出ている。在国中に領内や周辺の巡見に出ており、一月には木曾川左岸の尾張国小信中島を見て回ったようで、治水神を祀る堤治神社を参詣し、後日、染書を寄進している。堤治神社にはその書を



堤治神社（一宮市小信中島宮浦）

もとに作成された扁額が残り、市指定文化財となっている。

また、その後には小信中島村の名家吉田家に御成している。義建から自作の茶碗等様々なものを拝領している（「吉田歳代記」『尾西市史』資料編六）。九月十四日、義建は高須を出発し、二十五日に江戸に到着した。二年後の嘉永三（一八五〇）年に隠居している。

中山道には高須藩主の通行記録が何点が残されている。紙面の制約から具体的な考察は控えるが、今後はそれらの史料を検討して連枝高須藩の参勤交代の特色を明らかにしていきたい。

本文を執筆するにあたり海津市歴史民俗資料館の水谷容子氏に資料閲覧で配慮を賜りました。厚く御礼申し上げます。

■参考資料

- 『高藩紀事』 一九八〇年「海津町史」 史料編三
- 『御家統帳』 一九八〇年「海津町史」 史料編三
- 『本庄宿田村本陣休泊控帳』 二〇〇七年 長谷川 勇編
- 『二川宿本陣御宿帳』
- 二〇〇九年 豊橋市二川宿本陣資料館
- 『旧中山道鶴沼宿本陣桜井家文書』
- 二〇一一年 各務原市歴史民俗資料館
- 『中山道本陣展 ―御嶽宿を中心として―』 一九九六年 中山道みたび館
- 『美濃高須十代藩主 松平義建』 二〇〇八年 海津市歴史民俗資料館
- 『御三家の参勤交代』
- ―水戸藩「定府の検討」― 二〇一〇年 永井 博
- 『茨城県立歴史館報』 第三十七

蛇ヶ谷 (八百津町)

八百津町の北端、七宗村と隣接している山の中に、人家も僅かしかない小さな集落があります。昔、とても雨の少ない年があり、畑の作物は枯死寸前で、困りはてた村の人々は神社に集まり、雨乞いを行いました。すると、「明日一日、どこの家でも洗濯をしなければ、雨を降らしてあげましょう」という神様のお告げがありました。これを聞いた人々は、「なんとも容易い守り事であろうか」と互いに喜びあつてそれぞれ家に帰っていききました。



ところが五兵衛という男だけは、用事があつたので、寄り道をして夜遅くに家に帰りました。疲れていたため、風間の雨乞いのことも神様のお告げのことも妻に話さず、そのまま寝てしまいました。翌朝、目を覚ました五兵衛の耳に、裏の井戸端で洗濯をする音が聞こえてきました。はっと気がついた五兵衛は、寝床から飛び出し井戸端に駆けつけ、自分が伝え忘れたことにも思いがたらず、妻を叱り飛ばしました。

それから改めて、雨乞いの神様のお告げの話聞いた妻は、夫の理不尽を恨みつつ、村の人達へ顔向けができないと、近くの池に身を投げました。そして、その身は蛇となって雲を呼んで昇天し、大雨を降らせたということです。それからこの地は蛇ヶ谷と呼ばれるようになりました。

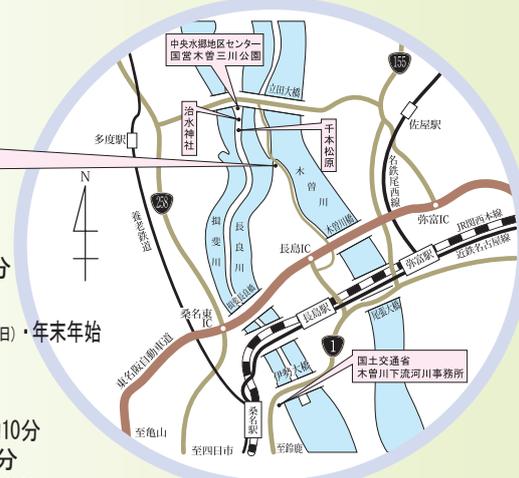
参考
「八百津町史 資料編」

木曾川文庫利用案内

ヨハニス・デ・レイケに関する文献など約4,500点の図書などを収蔵、木曾三川の歴史を知るために、多くの方々のご利用をお待ちしています。



- 《開館時間》
午前8時30分～午後4時30分
- 《休館日》
毎週月・火曜日(月・火曜日が祝祭日の時は翌日)・年末年始
- 《入館料》 無料
- 《交通機関》
国道1号尾張大橋西詰から車で約10分
名神羽島I.Cから車で約30分
東名阪長島I.Cから車で約10分



KISSOホームページ
<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/KISSO/Index.html>

Johannis de Rijke の日本語表示については、かつては「ヨハネス・デ・レーケ」と呼ばれていましたが、「KISSO」では、現在多く使われている「ヨハニス・デ・レイケ」と表記しています。

木曾川文庫へのお問い合わせは
〒496-0946 愛知県愛西市立田町福原
TEL. 0567-24-6233 FAX. 0567-24-5166
Mail sendouhi@dream.ocn.ne.jp

編集後記

KISSOのデザイン・レイアウトをリニューアルしました。

101号から、多くの読者のみなさまに、より親しみやすくなるよう、表紙のデザインと記事のレイアウト構成を変更しました。

地域の治水・利水は、現在建設工事が進む新丸山ダムの概要について紹介しました。

歴史記録は、「中部地方の河川遺産」の三回目として、愛西市にその一部が現存する梶島猿尾(鼻毛猿尾)の歴史について掲載しました。

表紙写真

『丸山ダム』

昭和29年の春に完成した丸山ダムは、高さ98.2メートル、長さ260メートル、総貯水量7,952万トンに達し、発電はもちろん、洪水調節の役目も果たす多目的ダムです。

四季の美しさは群を抜く素晴らしさで、春の桜、初夏の新緑、秋の紅葉には沢山の観光客が訪れます。

提供：八百津町役場タウンプロモーション室

KISSOは、創刊号からの全てが木曾川下流河川事務所のホームページよりダウンロードできます。